

令和4年度内部統制システムの整備に関する計画

令和4年5月25日
学 長 裁 定

令和4年度内部統制システムの整備に関する計画として、下記事項を重点事項として定め、着実に実施するものとする。

記

1. 法令等遵守に関すること①

学内規則等に基づく法人文書の適正な管理に必要な対策を講じる。

2. 法令等遵守に関すること②

すべての職員が会計ルールを確実に身に着けることを念頭に、ルール違反を未然に防ぐためのより有効な方策を講じる。

3. リスク管理に関すること

リスク管理委員会における統制活動を実施する。

- ①就業規則の周知徹底（不祥事の防止）
- ②機密情報の利用・保管・移送業務（情報の漏えい，紛失の防止）
- ③入学者選抜試験実施業務（入試ミス防止）